

農薬販売届の提出について

(令和8年4月版)

◆ 届出の種類（新規・変更・廃止）と期日

届出の内容	届出の種類			期日
	新規	変更	廃止	
山形県内で新たに農薬販売を始めるとき	○			販売開始の日 まで
販売所を増やすとき		○		
農薬販売をやめるとき（複数の販売所がある場合はその全てをやめるとき）			○	変更・廃止の 発生日から 2週間以内 ※3
販売所の一部を廃止するとき		○		
届出者の住所が変わったとき		○		
販売所の住所や名称などが変わったとき		○		
法人の名称や代表者等が変わったとき		○		
別法人になったとき	○		○	
法人格を有しない場合（個人商店等）で代表者が変わったとき※1	○		○	
法人格を有しない者が法人経営に移行したとき※2	○		○	

※1 代表者名（名称）の変更を伴う場合には、旧代表者名での廃止届、新代表者名での新規届の双方の提出が必要です。

※2 個人としての廃止届、法人としての新規届の双方の提出が必要です。

※3 期日が不明な場合はお問い合わせください。

◆ 届出の方法

届出様式第1号・届出様式第1号別表の2種類を、各1部ずつ記入し提出願います。

様式はこちらから☞ 「山形県 農薬」で検索
(山形県ホームページ 農薬販売者のみなさまへ)

宛先はこちら ☞ 〒990-2372 山形市みのりが丘6060-27
山形県食品安全衛生課 病害虫防除所駐在職員 あて
(電子メールによる提出を希望する場合は、お問い合わせください)

◆ 留意事項

- ・登記簿謄本や住民票の添付は不要です。
- ・届出様式第1号別表には、山形県内で農薬販売を行うすべての販売所を記載してください。販売所が1か所であっても記載してください。
- ・廃止の場合は様式第1号のみとし、様式第1号別表の提出は不要です。
- ・各届出様式の記載例を山形県ホームページ（農薬販売者のみなさまへ）に掲載しておりますので、ご参照ください。
- ・受領済の写しを希望される場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◆ 問い合わせ先

山形県食品安全衛生課 病害虫防除所駐在 023-644-4241
農薬安全担当 023-630-2160

▼ホームページQRコード

